

大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分市における映画及びドラマ（以下「映画等」という。）

のロケーション撮影を誘致し、地域経済の活性化及び観光客誘致を図るとともに、映画等の映像を通じて、大分市の知名度向上につなげることを目的として交付する大分市ロケーション撮影誘致補助金（以下「補助金」という。）に関し、大分市補助金等交付規則（昭和49年大分市規則第56号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「ロケーション撮影」とは、映画等の撮影場所の選定のための活動（ロケーション・ハンティング）、映画等の制作のために行われる撮影その他大分市内で行われる映画等の撮影終了までの一連の活動をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、大分市内で行うロケーション撮影であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 大分市内において5日以上行われるものであること。
- (2) 国内外100館以上の映画館で上映を予定している映画（上映時間が1時間以上のものに限る）、全国的な規模での放送を予定しているドラマ又は大手動画配信サービスでの配信を予定している映画等であること。
- (3) 大分市に経済効果又はPR効果をもたらすものとして市長が認めるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するロケーション撮影は、

補助対象事業としない。

- (1) ロケーション撮影によって制作される作品の内容が公序良俗に反すると認められるもの
- (2) ロケーション撮影によって制作される作品の内容が宗教的又は政治的な宣伝意図を有すると認められるもの
- (3) 大分市から他の補助金を交付されているもの
(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、補助対象事業を実施する団体（国内に所在するものに限る。）であって、次の各号のいずれかの要件を満たすものとする。ただし、補助対象事業に複数の団体が携わっている場合にあつては、補助対象者となることができる団体は、1作品当たり1団体とする。

- (1) 法人格を有する団体
- (2) 法人格を有しないが、次に掲げる要件の全てを満たしている団体
 - ア 定款に類する規約等を有し、当該規約等に次のイからエについて明記されていること。
 - イ 団体の意思を決定し、執行する機関が確立されていること。
 - ウ 自ら経理し、監査する等会計組織を有すること。
 - エ 団体活動の本拠として事務所を有すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる団体は、補助対象者としない。

- (1) 政治団体
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第

225号)等に基づく更生手続又は再生手続を行っている団体

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者

(5) その他市長が適当でないと認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費(大分市内に所在地又は住所を有する者との契約の対価として当該者に対して支払うべき経費であって、第7条第1項の規定による申請を行った日の属する年度の末日までに支払が完了したものに限る。)とする。

(1) 資機材発注費

(2) 美術制作費

(3) 宿泊費

(4) 建設費

(5) 車両費

(6) 人件費

(7) 施設利用費

(8) 機材運搬費

(9) 食糧費

(10) 衛生費

(11) 交通費(市長が必要と認める区間及び券種に係るものに限る。)

(12) その他市長が必要と認める経費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額に2分の1を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、500万円を限度とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付する。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請しようとする者（以下「申請者」という。）は、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が指定する日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 収支予算書（様式第3号）
- (3) 団体概要（様式第4号）
- (4) 上映・放送等計画書（様式第5号）
- (5) 誓約書（様式第6号）
- (6) 企画書
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、同一年度において1作品当たり1回のみ行うことができる。

(交付の決定)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付決定通知書（様式第7号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

- 2 市長は、前項の決定を行うに当たり、あらかじめ市長が別に定めるところにより設置する委員会の意見を聴くものとする。

(計画変更の申請等)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付の決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容又は補助事業に要する予算を変更しようとするときは、大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業変更申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。ただし、補助事業に要する予算の変更のうち、補助対象経費の20パーセント以内の増減については、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その変更を承認し、大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業変更承認通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。
- この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(補助事業中止の申請等)

第10条 補助事業者は、補助事業の実施を中止するときは、大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業中止申請書（様式第10号）を速やかに市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、その中止を承認し、大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業中止承認通知書（様式第11号）により、補助事業者に通知するものとする。
- この場合において、市長は、必要な条件を付することができる。

(実績報告等)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、大分市ロケーション撮影誘

致補助金補助事業実績報告書（様式第 1 2 号）に次の各号に掲げる書類を添えて、補助事業が完了した日の翌日から起算して 6 0 日を経過する日又は第 8 条第 1 項の規定による通知を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書（様式第 1 3 号）
- (2) 領収書、支払証書兼受領証明書その他補助対象経費の支出を証する書類
- (3) 補助事業実施時の写真
- (4) 補助事業に係る各種許可証の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、補助事業に係る映画等が完成したときは、大分市がフィルムコミッション事業を実施するに当たり使用可能な映像及び写真を無償で提供するものとする。

（補助金の額の確定）

第 1 2 条 市長は、前条第 1 項の規定による報告があったときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、大分市ロケーション撮影誘致補助金額確定通知書（様式第 1 4 号）により、補助事業者に通知するものとする。

（請求）

第 1 3 条 補助事業者は、補助金の交付を請求しようとするときは、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付請求書（様式第 1 5 号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第 1 4 条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の

交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

- (1) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 法令、規則又はこの要綱及び市長の指示に違反したとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に際し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年7月27日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年5月13日から施行する。

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金交付申請書

大分市長

殿

(申請者)
所在地
名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

大分市ロケーション撮影誘致補助金の交付を受けたいので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

映画等の名称	
映画等の分類	1 映画 2 ドラマ
撮影期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
大分市内の主な撮影地	
参加予定人数	人
補助金交付申請額	円

添付書類

映画等の概要

<u>作品と大分市の 親和性※1</u>	
<u>作品のフォーマ ットとジャンル ※2</u>	
<u>ログラインとテ ーマ※3</u>	
作品内容の あらすじ	
映画等の強み※ 4	

※1 本作品を大分市で撮影する意味合い（必然性）や撮影する理由、位置付け（扱われ方）について記載すること。

※2 上映時間や話数、アクション、コメディ、ラブストーリーなどの情報について記載すること。

※3 1～2文で端的に表した作品の内容と、鑑賞後に視聴者に何を感じてもらいたい作品なのかを記載すること。

※4 原作のある作品であれば発行部数や受賞歴を記載。本作品が多くの視聴者に観られるものであると考える材料に言及すること。

収 支 予 算 書

映画等の名称：

1 収入

種 別	予算額（円）	備 考
ロケーション撮影誘致補助金		
申請者負担額		
その他（具体的に記入）		
収入合計		

2 支出

経費内訳		予算額（円）	費目
補助対象経費			
	補助対象経費 計		
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計		
支出合計			

交付申請額

円

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

団 体 概 要

映画等の名称：

団体名			
代表者職・氏名			
所在地（住所）		〒	
電話番号			
ホームページアドレス			
設立年月日			
組 織 体 制			
団体沿革			
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
年	月		
団体における主要制作活動歴等実績			
年	月	作品名等（制作会社）	活動内容・受賞歴等

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

上映・放送等計画書

映画等の名称		
公開予定日		
公開方法 (いずれかに○)	1 国内外100館以上の映画館で上映を予定している映画 2 全国的な規模での放送を予定しているドラマ 3 大手動画配信サービスでの配信を予定している映画等	
公開予定場所	1 館数： 2 放送局名： 3 配信サービス名：	
予定上映時間		
上映・配給・配信等	会社名等	
	所在地	
	実績	
特記事項		

誓 約 書

私は、下記の全ての事項について誓約します。

（以下の事項に誓約する場合は、□欄に必ずチェックをしてください。）

記

1. 暴力団等の排除に関する誓約事項、同意事項

☐	自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。 (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。） (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。） (3) 暴力団員が役員となっている者 (4) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者 (5) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者 (6) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者 (7) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者 (8) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
☐	上記（1）から（8）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。
☐	市が必要な場合には、警察に照会することについて承諾します。また、照会で確認された情報は、今後、私が、大分市と行う他の契約における確認に利用することに同意します。

2. その他誓約事項

☐	政治団体ではありません。
☐	宗教上の組織又は団体ではありません。
☐	会社更生法、民事再生法等に基づく更生手続又は再生手続を行っている団体ではありません。

年 月 日

大分市長

殿

所在地

名称

代表者氏名

生年月日（明治・大正・昭和・平成） 年 月 日（男・女）

担当者・代理人氏名

担当者・代理人連絡先

第 号
年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金交付決定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで申請のあった大分市ロケーション撮影誘致補助金について、次のとおり交付することに決定したので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第8条第1項の規定により通知します。

1 映画等の名称

2 補助金交付決定額 円

3 補助の条件

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業変更申請書

大分市長 殿

(補助事業者)
所 在 地
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定の通知を受けた事業について、その内容を変更したいので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第 9 条第 1 項の規定により、次のとおり申請します。

変更前	映画等の名称	
	映画等の分類	1 映画 2 ドラマ
	撮影期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
	大分市内の主な撮影地	
	参加予定人数	人
	補助金交付申請額	円
変更後	映画等の名称	
	映画等の分類	1 映画 2 ドラマ
	撮影期間（予定）	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
	大分市内の主な撮影地	
	参加予定人数	人
	補助金交付申請額	円

添付書類
変更内容を確認できる書類

第 号

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業変更承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで変更申請のあった大分市ロケーション撮影誘致補助金について、次のとおり承認したので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第9条第2項の規定により通知します。

- 1 交付決定年月日及び通知書番号
年 月 日
第 号
- 2 変更承認した内容
- 3 変更後の補助金交付決定額
円
- 4 補助の条件

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業中止申請書

大分市長

殿

（補助事業者）

所在地

名称

代表者氏名

担当者氏名

連絡先

年 月 日付け 第 号で交付の決定を受けた大分市ロケーション撮影誘致補助金に係る事業について、次の理由により中止したいので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第10条第1項の規定により、次のとおり申請します。

中止の理由

第 号

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業中止承認通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで中止申請のあった大分市ロケーション撮影誘致補助金について、次のとおり承認したので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第 10 条第 2 項の規定により通知します。

1 交付決定年月日及び通知書番号

年 月 日

第 号

2 中止承認した内容

3 中止の条件

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金補助事業実績報告書

大分市長

殿

(補助事業者)

所 在 地

名 称

代表者氏名

担当者氏名

連 絡 先

年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた事業が完了しましたので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、次のとおり報告します。

映画等の名称	
映画等の分類	1 映画 2 ドラマ
撮影期間	年 月 日～ 年 月 日 (日間)
大分市内の主な撮影地	
参加人数	人
補助金交付申請額	円

添付書類

収 支 決 算 書

映画等の名称：

1 収入

種 別	決算額（円）	備 考
ロケーション撮影誘致補助金		
申請者負担額		
その他（具体的に記入）		
収入合計		

2 支出

経費内訳		決算額（円）	費目
補助対象経費			
	補助対象経費 計		
補助対象外経費			
	補助対象外経費 計		
支出合計			

交付申請額

円

※欄が不足する場合は、適宜別紙（A4サイズ）を添えてください。

第 号

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金額確定通知書

殿

大分市長



年 月 日付けで実績報告のあった大分市ロケーション撮影誘致補助金について、次のとおり補助金の額を確定したので、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第12条の規定により通知します。

1 映画等の名称

2 交付確定額

円

年 月 日

大分市ロケーション撮影誘致補助金交付請求書

大分市長 殿

(補助事業者)
所 在 地
名 称
代表者氏名
担当者氏名
連 絡 先

年 月 日付けで補助金の額の確定を受けた大分市ロケーション
撮影誘致補助金について、大分市ロケーション撮影誘致補助金交付要綱第 1 3 条
の規定により、次のとおり請求します。

請求金額		円		
振 込 口 座	金融機関名		支店名	
	口座種別	普通 ・ 当座	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義			